

【別紙様式】

<p>福島県では、アフターコロナへ向けた福島空港の特色づくりや、経営悪化に陥っている航空会社への支援、ビジネス利用促進に向けた事業を展開し、福島空港の交流ネットワーク基盤の維持を図ります。</p>			
事業名	<ul style="list-style-type: none"> ・福島空港定期路線を運航する航空会社へ施設使用料等を補助する ・アフターコロナにおける新価値創造のため、航空会社と連携し空港利用促進を図る ・業績悪化に直面し、出張機会が減少する企業を支援し、継続的な航空機のビジネス利用を促す ・福島空港発着便を利用した旅行商品の広報に対し補助を行い、販売を促進する 		
総事業費 (千円)	357,870千円	交付金関連事業費 (交付対象経費) (千円)	357,870千円
事業概要	<p>①目的 ウィズ・コロナ及びアフター・コロナにおける福島空港の交流ネットワーク基盤の維持</p> <p>②交付金を充当する経費・算定根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福島空港の施設使用料等：航空会社2社 160,370千円 ・航空会社と連携した航空の新たな価値創造の取組 12,000千円 <ul style="list-style-type: none"> イノベーション人材育成プログラム 6,000千円 アバターロボット活用による誘客・送客 6,000千円 ・ビジネス利用促進のためのキャンペーン 165,000千円 <ul style="list-style-type: none"> 1往復 10千円 × 15,000人 150,000千円 広報経費、管理費 15,000千円 ・福島空港発着便利用旅行商品に対する広報費補助 20,500千円 <ul style="list-style-type: none"> 国内定期便利用 250千円 × 36本 9,000千円 国内チャーター便利用 250千円 × 46本 11,500千円 <p>③交付対象</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 交付対象者 定期路線を運航する航空会社、福島空港サポート企業、旅行会社 2) 交付対象者の選定理由・選定方法 定期路線が廃止された場合、県民や県内企業の経済活動、観光、地域間交流等に大きな影響が生じるため。 <p>④期待される効果 定期路線の運航を支援することにより、空港利用者の利便性が図られるとともに県民・県内企業の重要な交流基盤である空港の機能が維持される。</p>		
新型コロナウイルス感染症への対応（経済対策）との関係	<p>令和2年度の福島空港利用状況については、新型コロナウイルス感染拡大に伴う定期路線の運休・減便や、国内外のチャーター便運航中止により6万8千人余り（前年比▲73.7%）と大きく落ち込み、開港以降年間で最低となった。また、航空会社(ANAHD)でも2021年3月期第3四半期決算において前年同月比売上の▲66.7%減と業績が大幅に悪化している。これらの状況は、旅行会社や県内企業においても同様であり、上記の支援を行うことは、地域経済への支援と同意義であり、地方創生に資する事業に該当するものであるため、地方創生臨時交付金を活用することが妥当である。</p>		

【別紙様式4】

<p>福島県は、新型コロナウイルス感染症への対応として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、制度要綱に定める交付対象事業の要件「新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業」に該当する以下の事業を実施します。</p>			
事業名	地域公共交通運行継続緊急支援金		
総事業費 (千円)	564,879千円	交付金関連事業費 (交付対象経費) (千円)	564,879千円
事業概要	<p>①目的 新型コロナウイルスの影響により利用者が大幅に減少している状況下にあっても、県民の生活の足を確保するため、運行継続を余儀なくされている地域鉄道及び乗合バス事業者の事業継続を支援する。</p> <p>②交付金を充当する経費・算定根拠 利用者が減少する中、運休することなく便数を維持(運行を継続)し、事業継続するための支援金 1 鉄道事業者4事業者 287,000千円 2 広域路線バス運行事業者4事業者 252,000千円 3 高速バス運行事業者4事業者 25,879千円</p> <p>③交付対象 1)交付対象者 鉄道事業者4事業者 広域路線バス運行事業者4事業者 高速バス運行事業者4事業者 2)交付対象者の選定理由・選定方法 新型コロナウイルスの影響により利用者が大幅に減少し、経営が厳しい状況下にあっても、事業継続が求められる事業者として、運行を継続してきた地域公共交通は、通勤・通学、通院や買い物など県民生活に不可欠であることから、県民の生活の足を確保するため、地域鉄道及び乗合バス事業者の運行継続を支援するもの。</p> <p>④期待される効果 新型コロナウイルス感染症の影響下においても、地域公共交通の運行継続が図られることにより、福島県民の移動手段が維持され、生活の足が安定的に確保される。</p>		
新型コロナウイルス感染症への対応(経済対策)との関係	<p>地域鉄道や乗合バス(広域・高速バス)事業者においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、収入が大幅に減少している。 地域鉄道においては、通常時に比べ約4～6割程度の減収、乗合バスにおいては、通常時に比べ約3～7割程度の減収が長期化し、特に高速バスは6～9割程度の減収となっており、このままでは、事業の継続が困難な状況に陥っている。 このような状況において、地域公共交通事業者を交付対象者として支援金を交付し、運行の継続を支援する本事業は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けている地域経済の支援を通じた地方創生に資する事業に該当するものであり、地方創生臨時交付金を活用することが妥当である。</p>		